

労働者個人と使用者間のトラブル解決を支援します 「個別的労使紛争のあっせん」

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、労働者個人と使用者の間で発生した労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

労働問題について専門知識や経験を持つ、弁護士や大学教授などの公益委員、労働組合役員などの労働者委員、企業の経営者などの使用者委員が3人1組であっせん員となり、労働者側と使用者側の両者から事情を聴き、問題点に応じた助言などを行って双方の歩み寄りによる解決を目指します。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に向向いて申請受付やあっせんを行いますので、お気軽にご相談ください。

【相談先】
一般の労働相談は北海道の「労働相談ホットライン」をご利用ください。

フリーダイヤル
0120-81-6105
月～金曜日
午後5時～8時

土曜日 午後1時～4時
(祝日、年末年始を除く)
※社会保険労務士が対応します

・「あっせん」窓口
(相談・申請)

※来庁される場合は事前にご連絡ください。

北海道労働委員会事務局
調整課

011-204-5667
(直通)

月～金曜日
午前8時45分～
午後5時30分

(祝日、年末年始を除く)
住所

札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館10階

【ホームページ】
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>



事業主(使用者)の皆さまへ 10月は「年次有給休暇取得促進週間」です

来年度の業務計画などの作成にあたり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。なお、この時季指定を行わなければならない5日間については、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」とは?

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

【導入のメリット】

- ・事業主
労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- ・従業員
ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか?

土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせて、連休を実現する「プラスワン休暇」。

年次有給休暇を組み合わせて、3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

【問い合わせ先】

厚生労働省北海道労働局
雇用環境・均等部指導課
011-709-2715



次世代SUBARU SUV. 更なる高みへ。
NEW FORESTER
6月発売予定 | 予約受付中 |

自動車リース
1ヶ月単位で利用可能!

オイル・タイヤ交換
車検・自動車税等 **すべてコミコミ!**
例) 軽自動車(4WDナビ・ETC付き) 月々3万円(税別)〜

株式会社 **ポーターショップ八雲**
二海郡八雲町東雲町115-1 ☎0137-63-4132
営業時間/8:30～17:30(定休日/日曜・祝日・第2・4土曜)

車検整備
販売リース
钣金塗装
レンタカー

詳しくはWEBへ
QRコード

司法書士・行政書士
やまびこ事務所

●登記 ●相続 ●遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など
お気軽にご相談ください

0137-63-2917
司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)